

美里町地域防災計画修正 新旧対照表

令和 6 年 5 月 2 4 日

美里町防災会議

震災対策		第 1 章 総則 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
修正前		修正後	
機 関 名		事 務 又 は 業 務	
(略)		(略)	
指定公共機関・指定地方公共機関	九州産業交通 (株) (松橋営業所) 熊本バス (株) (甲佐営業所)	1. 災害時における人員及び救助物資等緊急輸送対策	
	NTT 西日本 (熊本支店)	1. 電信電話施設の保全、保安対策 2. 災害非常通話の調整対策及び気象予警報の伝達	
	九州電力 (株) (熊本東配電事業所)	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保	
	下益城郡医師会	1. 被災者の応急対策	
	産業資源循環協会 宇城支部	1. 災害廃棄物処理対策	
(P2)		(P2)	

震災対策									第 2 章 災害予防計画 第4節 危険物災害予防計画								
修正前									修正後								
1. 危険物製造所・取扱所等の現況									1. 危険物製造所・取扱所等の現況								
製造所	貯 蔵 所				取 扱 所				製造所	貯 蔵 所				取 扱 所			
	地下タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	計	給油取扱	販売取扱	一般取扱	計		地下タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	計	給油取扱	販売取扱	一般取扱	計
0	4	3	1	8	14	0	3	17	0	4	3	2	9	11	0	4	15
平成 24 年 4 月 1 日現在									令和 6 年 3 月 31 日現在								
(P8)									(P8)								

震災対策	第2章 災害予防計画 第7節 災害時の通信
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>4. 通信手段確保計画</u> <u>町は、通信手段の途絶等の対策として、複数の情報伝達手段を確保するとともに、町民への情報提供手段が途絶えることのないよう、あらかじめ、情報発信手段及び回線を多重化することにより災害に強い情報通信網の構築を図る。</u> <u>また、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u>
(P10)	(P10)

震災対策					第2章 災害予防計画 第8節 気象観測施設等整備計画				
修正前					修正後				
名 称	所 在 地	観測種目	連絡方法	備考	名 称	所 在 地	観測種目	連絡方法	備考
緑川ダム管理所	畝野3456番地	水位・雨量	FAX・システム		緑川ダム管理所	畝野3456番地	水位・雨量	FAX・システム	
緑川発電所	柏川無明瀬	水位・雨量	FAX他		緑川発電所	柏川無明瀬	水位・雨量	FAX他	
県 砥 用	美里町古閑	雨量・土砂災害	システム		県 砥 用	美里町古閑	雨量・土砂災害	システム	
県 砂 川	美里町白石野	雨量・土砂災害	システム		県 砂 川	美里町白石野	雨量・土砂災害	システム	
津 留 川 (河川カメラ)	美里町大窪 (舞鹿野橋：津留川右岸)	河川水位	システム		津 留 川 (河川カメラ)	美里町大窪 (舞鹿野橋：津留川右岸)	河川水位	システム	
筒 川	美里町甲佐平（県道三本 松甲佐線）（田辺橋）	河川水位	無線回線		筒 川	美里町甲佐平（県道三本 松甲佐線）（田辺橋）	河川水位	無線回線	
津 留 川	美里町永富（越早津橋）	河川水位	無線回線		津 留 川	美里町永富（越早津橋）	河川水位	無線回線	
釈 迦 院 川	美里町岩野（機織橋）	河川水位	無線回線		釈 迦 院 川	美里町岩野（機織橋）	河川水位	無線回線	
中 央 庁 舎	美里町馬場1100番地	雨量	無線回線		中 央 庁 舎	美里町馬場1100番地	雨量	無線回線	
砥 用 庁 舎	美里町三和420番地	雨量	無線回線		砥 用 庁 舎	美里町三和420番地	雨量	無線回線	
浜 戸 川	美里町馬場（前田橋歩 道：浜戸川左岸）	雨量	無線回線		浜 戸 川	美里町馬場（前田橋歩 道：浜戸川左岸）	河川水位	無線回線	
堂 面 川	美里町永富（つるの川団 地内）（堂面川左岸）	河川水位	無線回線		堂 面 川	美里町永富（つるの川団 地内）（堂面川左岸）	河川水位	無線回線	
(P10)					(P10)				

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>災害発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。</u> <u>大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。</u> <u>災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。</u> <u>また、災害発生時には、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平常時から地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。</u> <u>そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町は県及び関係機関と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>1. 地域福祉の推進</u> <u>町は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平常時から、美里町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。</u>

(P19)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>また、町や町社協は、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。</u> <u>さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時からの連携に努めなければならない。</u>
<u>(新規)</u>	<u>2. 関係機関との協働体制の構築</u> <u>町や町社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。</u> <u>また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。</u> <u>さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平常時から応援協定の締結等による連携に努めるものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>3. 災害ボランティア活動を支援する体制整備大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」）を設置する。</u> <u>(1) 災害ボランティアセンター</u>

(P19-20)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>ア 目的</u> <u>災害ボランティアセンターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。</u> <u>イ 設置主体</u> <u>町及び町社協等は、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを、町又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。</u> <u>町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておく。</u> <u>なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協との協力体制を構築しておく。</u> <u>ウ 役割と機能</u> <u>(ア) 市町村や県センターとの連絡調整</u> <u>・被災状況や避難所開設状況、ライフライン、公共交通機関の復旧状況等の行政情報の収集と情報提供</u> <u>・ボランティア及び資材や機材の募集等の要請</u> <u>(イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの協力要請</u> <u>(ウ) 活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）</u> <u>(エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握</u> <u>・相談窓口、相談受付用専用電話の設置</u> <u>・避難場所や被災地の巡回</u> <u>特に高齢者や障がい者など、情報の伝達やニーズ把握が困難な人に対しては、訪問などにより積極的に働きかける。また、避難者の情報について町と共有を図る。</u> <u>・民生委員児童委員や区長など地区の事情に精通した人からの情報収集</u>

(P20)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>・ボランティアの受入状況、活動状況についての情報公開</u> <u>(オ) ボランティアの受入</u> <u>・ボランティアの受付</u> <u>・ボランティア保険未加入者の加入手続き</u> <u>(カ) ボランティア希望者の配置等</u> <u>・被災者からの依頼とボランティアの希望する活動とのマッチング</u> <u>・オリエンテーション、ミーティングの実施</u> <u>・災害ボランティアが被災地で支援活動を行うに当たっての基本的な</u> <u>ルールの周知徹底</u> <u>(キ) ボランティアによる支援活動</u> <u>・救援物資の仕分け、配布</u> <u>・現地での支援活動</u> <u>・避難所の運営支援</u> <u>・在宅被災者への生活支援</u> <u>(ク) ボランティアの健康管理</u> <u>(ケ) その他</u> <u>エ 組織及び運営体制</u> <u>(ア) 組織</u> <u>代表、事務局長を置き、必要に応じて班を編成するなど効率的・効果的な</u> <u>組織体制を整備する。町及び町社協は、地域ボランティア関係団体等とあら</u> <u>かじめ協議して、その職務を定めておく。</u> <u>(イ) 運営体制</u> <u>災害ボランティアセンターは、被災者の自立や被災地の日も早い復旧を</u> <u>支援するための災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう設</u>

(P20-21)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>置されるものであり、被災者の様々なニーズに対してきめ細かな支援が行えるよう、地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。</u> <u>オ 閉所の時期について</u> <u>災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の住民組織、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。</u> <u>(2) 専門ボランティアとの協力</u> <u>災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。</u> <u>専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当課が把握している団体に対しては、各担当課が直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。</u> <u>(3) 町の対応</u> <u>ア 連絡調整窓口の設置</u> <u>町は、災害ボランティアセンターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。</u> <u>イ 活動場所の提供</u> <u>町は、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置施設を確保するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供も考慮しておく。</u> <u>ウ 行政情報の適切な提供</u> <u>町は、被災状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制</u>

(P21)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>や公共交通機関の復旧状況等の行政が把握している情報を、適時適切に災害ボランティアセンターに提供する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>4. 平常時の取組み</u> <u>災害発生という緊急時に、県センターや災害ボランティアセンターの機能・役割を効果的に発揮するために、平常時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。</u> <u>(1) 地域福祉の推進</u> <u>町や町社協は災害発生前後に避難行動要支援者の避難誘導や被災後の地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平常時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮せるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。また、ふれあいいきいきサロンや民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。</u> <u>(2) 関係機関との協働体制の構築</u> <u>町や町社協等は、自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業を通して顔の見える関係を築いていく。</u> <u>また、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体と協働で策定し、想定訓練などを通して、各関係機関・団体相互の役割などを明確化しておく。</u> <u>また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平常時</u>

(P21)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>から交流・連携に努めるものとする。甚大かつ広域的な災害に備え、近隣以外の市町村と提携しておく。</u> <u>(3) 災害ボランティアの養成・登録・体制整備</u> <u>NPO等のボランティア団体ネットワーク、町社協及び県社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入等に必要な体制を整備するものとする。</u> <u>ア 町ボランティアセンター、災害ボランティア活動のあり方などについて、理解を深めるための研修の機会などを設けるとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</u> <u>イ 町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、特殊技能を持った団体、個人については、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。</u> <u>ウ 養成と登録</u> <u>NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。</u> <u>また、町社協及び県社協は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</u> <u>町社協や県社協は、町や県と連携を図り、平時からボランティアコー</u>

(P21-22)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>ディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。</u> <u>さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</u> <u>町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。</u> <u>エ 体制整備</u> <u>町は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社協等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> <u>町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。</u> <u>(4) 専門ボランティアとの協力</u> <u>専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県の各担当課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るものとする。</u>

(P22)

震災対策	第2章 災害予防計画 <u>第14節 災害ボランティア計画</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>今後は、更に多くの団体等に協力を求めていくとともに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>5. ボランティアの受入体制の整備</u> <u>町社協は、平常時から他市町村社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。</u> <u>また、町や県、県社協や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平常時から住民に対して、災害発生時における災害ボランティアセンターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>6. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携</u> <u>町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u> <u>町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>7. その他</u> <u>具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。</u>

(P22)

震災対策	第2章 災害応急対策計画 <u>第15節 防災拠点施設の整備</u>
修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>1. 防災拠点施設整備計画</u> <u>既存施設で土砂災害等による危険性の高い地域に立地する公共施設、防災施設（消防署等）について、危険な区域から安全な区域へ移転する等、対策の推進に努める。</u>

震災対策				第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織計画			
修正前				修正後			
2. 災害対策本部				2. 災害対策本部			
【事務分掌】				【事務分掌】			
【新事務分掌】●正 ○副				【新事務分掌】●正 ○副			
部名	部長	部員	分 掌 事 務	部名	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	(副) 美しい里創生課長 (正) 総務課長	総務課職員 美しい里創生課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課） 2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課） 3. 通信の確保（●総務課） 4. 職員の動員及び派遣（総務課） 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課） 6. 災害情報の伝達（●総務課） 7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課） 8. 広報活動（総務課） 9. 報道機関との連絡調整（総務課） 10. 応援の受け入れ対応（総務課） 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課） 12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課） 13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課） 14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課） 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）	総務対策部	(副) 美しい里創生課長 (正) 総務課長	総務課職員 美しい里創生課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課） 2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課） 3. 通信の確保（●総務課） 4. 職員の動員及び派遣（総務課） 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課） 6. 災害情報の伝達（●総務課） 7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課） 8. 広報活動（総務課） 9. 報道機関との連絡調整（総務課） 10. 応援の受け入れ対応（総務課） 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課） 12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課） 13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課） 14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課） 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）
			1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課（新規）） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課（新規）） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）				1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課、こども応援課） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課、こども応援課） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）

(P22)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第2節 動員配置計画																								
修正前	修正後																								
1. 職員の配置基準 (略) 【第1警戒体制下の職員配置基準】 <table> <tr> <th>庁 舎</th><th>班数・人員</th></tr> <tr> <td>砥 用 庁 舎</td><td>1 班・<u>4名</u></td></tr> <tr> <td>中 央 庁 舎</td><td>1 班・<u>4名</u></td></tr> </table> ※ 班編成は別に定める。 【第2警戒体制下の職員配置基準】 <table> <tr> <th>庁 舎</th><th>班数・人員</th></tr> <tr> <td>砥 用 庁 舎</td><td>2 班・<u>8名</u></td></tr> <tr> <td>中 央 庁 舎</td><td>2 班・<u>8名</u></td></tr> </table> ※ 班編成は別に定める。 (P24)	庁 舎	班数・人員	砥 用 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>	中 央 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>	庁 舎	班数・人員	砥 用 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>	中 央 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>	1. 職員の配置基準 (略) 【第1警戒体制下の職員配置基準】 <table> <tr> <th>庁 舎</th><th>班数・人員</th></tr> <tr> <td>砥 用 庁 舎</td><td>1 班・<u>3名</u></td></tr> <tr> <td>中 央 庁 舎</td><td>1 班・<u>3名</u></td></tr> </table> ※ 班編成は別に定める。 【第2警戒体制下の職員配置基準】 <table> <tr> <th>庁 舎</th><th>班数・人員</th></tr> <tr> <td>砥 用 庁 舎</td><td>2 班・<u>6名</u></td></tr> <tr> <td>中 央 庁 舎</td><td>2 班・<u>6名</u></td></tr> </table> ※ 班編成は別に定める。 (P27)	庁 舎	班数・人員	砥 用 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>	中 央 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>	庁 舎	班数・人員	砥 用 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>	中 央 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>
庁 舎	班数・人員																								
砥 用 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>																								
中 央 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>																								
庁 舎	班数・人員																								
砥 用 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>																								
中 央 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>																								
庁 舎	班数・人員																								
砥 用 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>																								
中 央 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>																								
庁 舎	班数・人員																								
砥 用 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>																								
中 央 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>																								

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、<u>(新規)</u>非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) <u>(新規)</u> (P33-34)	4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、<u>ガス設備</u>、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) <u>5. 避難指示等の発令の判断基準の整理</u> <u>町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで必要な地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。</u> <u>そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</u> <u>また、平常時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。</u> <u>判断にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきこ</u> (P37)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
<u>新規</u>	<u>エ 避難後の心構え</u> <u>また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選定すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。</u> <u>なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。</u> <u>（４）広域避難及び被災者の運送</u> <u>町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討の上、実施するものとする。</u> <u>また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u> <u>（５）多数の者が出入りする施設における対策</u> <u>病院、工場、事業所、道の駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。</u> (P37-38)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
<u>(新規)</u> 5. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護 （6）避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものと <u>(新規)</u> (P34)	<u>(6) 児童生徒等の対策</u> <u>町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</u> <u>また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u> <u>(7) 指定避難所以外の施設における対策指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくも</u> 7. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護 （6）避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものと <u>し、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えること</u> (P38-39)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 また、消防団のほか、嘱託会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各種指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換（<u>新規</u>）に努めるものとする。 町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。 <u>6.</u> 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応 (略) <u>7.</u> 浸水想定区域における警戒避難体制 (略) <u>8.</u> 避難所における男女共同参画の推進 (略) <u>9.</u> 土砂災害警戒（特別）区域及び災害危険区域における避難対策 (略) (P36)	<u>ができるように留意すること</u>とする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 また、消防団のほか、嘱託会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各種指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。 町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。 <u>8.</u> 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応 (略) <u>9.</u> 浸水想定区域における警戒避難体制 (略) <u>10.</u> 避難所における男女共同参画の推進 (略) <u>11.</u> 土砂災害警戒（特別）区域及び災害危険区域における避難対策 (略) (P39-40)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
<u>10.</u> 要支援者に対する対策 (略) <u>11.</u> 外国人に対する対策 (略) <u>12.</u> 防火対象物等における避難対策等 (略)	<u>12.</u> 要支援者に対する対策 (略) <u>13.</u> 外国人に対する対策 (略) <u>14.</u> 防火対象物等における避難対策等 (略)
(P36-37)	(P40-41)

震災対策								第3章 災害応急対策計画 第8節 消防計画							
修正前								修正後							
1. 消防組織、機構 (1) 組織 (略)								1. 消防組織、機構 (1) 組織 (略)							
団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	6 (ラッパ 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	229	275	1	2	6 (ラッパ 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	217	263
(P41)								(P46)							

震災対策	第2章 災害応急対策計画 第1節 防災知識普及計画
修正前	修正後
3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) 町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図る <u>(新規)</u> ものとする。 (略) (P5)	3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) 町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図る <u>とともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関する情報南海トラフ地震に関する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する</u> ものとする。 (略) (P5)